備置・閲覧に供すべき主な書類等一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 書　類　名 | 備　置 | 閲　覧 ・ 謄　写 ・ 交　付 |
| 計算書類・附属明細書  （注１） | 貸借対照表  損益計算書  株主資本等変動計算書  個別注記表 | 定時株主総会の日の２週間前から  本店　　　　　５年間  支店（写し）　３年間  （法442条1項・2項） | 株主・債権者・親会社社員（裁判所の許可を得て）  （営業時間内の閲覧・交付　法442条3項・4項）（注２） |
| 事業報告・附属明細書 | |
| 監査報告書 | 監査役監査報告書  監査役会監査報告書  会計監査人監査報告書 | 同上 | 同上 |
| 会計帳簿・資料 | 仕訳帳　総勘定元帳　補助簿　伝票　受取証ほか | 会計帳簿の閉鎖の時から10年間  会社で保存  （法432条2項） | 総株主の議決権又は発行済株式の３％以上保有の株主・親会社社員（裁判所の許可を得て）  （営業時間内の閲覧・謄写　法433条1項・3項）（注３） |
| 株主総会議事録その他の備置書類 | 定 款 | 本店・支店（法31条1項） | 株主・債権者・新株予約権者・親会社社員（裁判所の許可を得て）  （営業時間内の閲覧・交付　法31条2項・3項）（注２） |
| 株式取扱規則 | 本店・支店、株主名簿管理人の営業所  （法31条1項の準用） | 株主・債権者・親会社社員（裁判所の許可を得て）  （営業時間内の閲覧・交付　法31条2項・3項の準用）（注４） |
| 株主名簿  新株予約権原簿及び社債原簿 | 本店  株主名簿管理人の営業所（法125条1項、法231条1項、法252条1項）  社債名簿管理人の営業所（法684条1項） | 株主・債権者・親会社社員（裁判所の許可を得て）  （営業時間内の閲覧・謄写　法125条2項・4項）（注３）  株主・債権者・親会社社員（裁判所の許可を得て）  （営業時間内の閲覧・謄写　新株予約権原簿のみ　法252条2項・4項）（注３）  社債権者・社債発行会社の債権者及び株主・社員・親会社社員（裁判所の許可を得て）  （営業時間内の閲覧・謄写　法684条2項・4項、施規167条）（注３）  何人も可（株券喪失登録簿の閲覧・謄写　法231条2項）（注３） |
| 代理権を証明する書面 | 株主総会の日から  本店　３か月（法310条6項） | 議決権のある株主  （営業時間内の閲覧・謄写　法310条7項） |
| 議決権行使書〔株主総会に出席しない株主が書面による議決権を行使することができることとしている会社〕 | 株主総会の日から  本店　３か月（法311条3項） | 議決権のある株主  （営業時間内の閲覧・謄写　法311条4項） |
| 株主総会議事録  （含　書面決議・書面報告総会） | 定時総会の日から  本店　　　　　　10年間  支店（写し）　　５年間  （法318条2項・3項） | 株主・債権者・親会社社員（裁判所の許可を得て）  （営業時間内の閲覧・謄写　法318条4項・5項） |
| 株主総会書面決議同意書面 | みなし決議の日から  本店　10年間（法319条2項） | 株主・親会社社員（裁判所の許可を得て）  （営業時間内の閲覧・謄写　法319条3項・4項） |
| 取締役会議事録  （含　書面決議・書面報告） | 取締役会の日から  本店　10年間（法371条1項） | 株主及び親会社社員（権利行使のため）、債権者（責任追及のため）  （裁判所の許可を得て閲覧・謄写　法371条2項・3項・4項・5項） |
| 監査役会議事録  （含　書面報告） | 監査役会の日から  本店　10年間（法394条1項） | 株主及び親会社社員（権利行使のため）、債権者（責任追及のため）  （裁判所の許可を得て閲覧・謄写　法394条2項・3項） |
| 社債権者集会議事録 | 社債権者集会の日から  本店 10年間（法731条2項） | 社債管理者・社債権者  閲覧・謄写（法731条3項） |
| 役員退職慰労金支給基準 | 本店（施規82条2項、83条2項、84条2項）（注５） | 議決権のある株主  閲覧（施規82条2項、施規83条2項、施規84条2項） |
| 有価証券報告書等 | 有価証券届出書、  有価証券報告書、  臨時報告書、  ほか | 本店・主要支店  財務局  金融商品取引所  日本証券業協会  ５年間ほか（金商法25条1項・2項・3項） | 公衆縦覧（金商法25条1項・2項・3項） |
| 有価証券報告書等の記載内容に関する確認書 | 5年間（金商法25条1項5号） | 公衆縦覧（金商法25条1項5号） |
| 内部統制報告書 | 5年間（金商法25条1項6号） | 公衆縦覧（金商法25条1項6号） |
| 四半期報告書 | 3年間（金商法25条1項7号） | 公衆縦覧（金商法25条1条7項） |
| 組織再編に必要な書類 | 吸収合併契約書  吸収分割契約書  株式交換契約書  ほか | 吸収合併消滅株式会社本店  吸収分割株式会社本店  株式交換完全子会社本店  事前開示の開始日から効力発生日まで  事前開示の開始日から効力発生日後６か月まで  ほか  （法782条1項、法791条2項、法794条1項ほか） | 株主、債権者、新株予約権者、その他の利害関係人、ほか  （営業時間内の閲覧・交付（注２）　法782条3項、法791条3項、法794条3項ほか） |

（注１）連結計算書類については備置は不要。

（注２）ただし、交付には会社の定めた費用の支払いが必要。

（注３）ただし、閲覧・交付には請求理由を明らかにしなければならない。

（注４）株式取扱規則は法定の規則ではなく、定款により委任された規則であるため、 備置は義務付けられていないが、定款の備置規定を準用（株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則418条18号により変更があった場合に東証への提出は必要）。

（注５）退職慰労金に関する議案があるとき、議案が一定の基準に従い取締役、監査役等の　　　　　　　第三者に一任するものであるときは、その基準の内容を株主総会参考書類に記載するか、招集通知発送の日から総会の決議終了まで備置しておくことが必要。